

「人為による異常な災害又は事故による延滞税の免除について」 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
国税通則法第63条第6項の規定による延滞税の免除については、税務職員の誤った申告指導（納税者が信頼したものに限る。）その他の申告又は納付について生じた人為による障害（以下「人為による納税の障害」という。）が同法施行令第26条の2第<u>3</u>号に規定する「人為による異常な災害又は事故」に該当することから、今後処理するものから下記により取り扱われたい。 （趣旨） （省略） 記 1～3 （省略） 4 振替納付に係る納付書の送付漏れ等 （1）要件 <u>次のいずれかに該当すること。</u> <u>イ 納税者から口座振替納付に係る納付書の送付依頼がされている国税について、その国税に係る納付書を指定の金融機関へ送付しなかったこと、その納付書を過少に誤記したこと又は過大に誤記したこと（このため預金不足を生じ振替不能となったものに限る。）により、納付すべき税額の全部又は一部につき納付することができなかったこと。</u> <u>ロ 納税者から口座振替納付に係る納付書の送付依頼がされている国税について、法定納期限後に納税者が死亡し、預貯金口座が凍結されたことなどにより納付すべき税額につき納付ができなかったこと。</u> （2）期間	国税通則法第63条第6項の規定による延滞税の免除については、税務職員の誤った申告指導（納税者が信頼したものに限る。）その他の申告又は納付について生じた人為による障害（以下「人為による納税の障害」という。）が同法施行令第26条の2第<u>2</u>号に規定する「人為による異常な災害又は事故」に該当することから、今後処理するものから下記により取り扱われたい。 （趣旨） （同左） 記 1～3 （同左） 4 振替納付に係る納付書の送付漏れ等 （1）要件 納税者から口座振替納付に係る納付書の送付依頼がされている国税について、その国税に係る納付書を指定の金融機関へ送付しなかったこと、その納付書を過少に誤記したこと又は過大に誤記したこと（このため預金不足を生じ振替不能となったものに限る。）により、納付すべき税額の全部又は一部につき納付することができなかったこと。 （2）期間

「人為による異常な災害又は事故による延滞税の免除について」 新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
その振替納付に係る納期限（延納期限を含む。）の翌日から納税者（又は相続人）がその振替納付がされなかったこと又は過少にされたことを知った日以後7日を経過した日までの期間 5 （省略）	その振替納付に係る納期限（延納期限を含む。）の翌日から納税者がその振替納付がされなかったこと又は過少にされたことを知った日以後7日を経過した日までの期間 5 （同左）